

## 東京都公立大学法人の業務実績評価方針及び評価方法

平成18年 2月 27日  
東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会決定  
平成19年 3月23日一部改正  
平成20年 2月15日一部改正  
平成20年12月15日一部改正  
平成22年11月16日一部改正  
平成23年12月26日一部改正  
平成26年12月 4日一部改正  
平成29年12月18日一部改正  
平成30年 3月 2日一部改正  
令和元年11月26日一部改正  
令和6年 2月 1日一部改正

### 1 本評価方針等について

東京都公立大学法人（以下「法人」という。）の業務実績評価は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項に基づき、以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。

### 2 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する。
- (2) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- (4) 都民への説明責任を果たす。
- (5) 教育研究の質の向上に資する。
- (6) 教育研究成果の社会への貢献に資する。
- (7) 中期目標の期間の終了時までに行う、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資する。

### 3 各評価の目的等

- (1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）
  - ア 実施内容  
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の達成状況を検証し評価を行う。
  - イ 評価対象事業年度（実施時期）  
中期目標の期間（第5事業年度）

(2) 中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。）

ア 実施内容

中期計画の実施状況等に基づき、見込評価を踏まえ、中期目標の達成状況を確認し評価を行う。

イ 評価対象事業年度（実施時期）

中期目標の期間（翌中期目標の期間の第1事業年度）

#### 4 業務実績等報告

法人は、公立大学分科会が別に指定した様式等に基づき、自らが実施する自己点検・評価結果を踏まえ、中期計画に記載されている事項について、当該計画の実施状況を検証し、以下のことおり業務実績等報告書を作成する。

作成に当たっては、当該項目の実施状況を別表1のとおり自己評価する。

(1) 見込評価

中期計画の項目ごとに中期目標の期間における中期計画の進捗状況及び最終年度の終了時までに見込まれる業務の実績を過年度との比較を含めて記載する他、中期計画の達成状況及び達成に向けた課題等を記載する。

特記事項欄には、以下に掲げる事項について、必ず記載すること。

ア 優れた成果を上げた取組（アピールしたい取組）

イ 遅滞が生じている取組やその理由

(2) 期間評価

中期計画の項目ごとに中期目標の期間における中期計画の達成状況を記載する。

特記事項欄には、以下に掲げる事項について、必ず記載すること。

ア 優れた成果を上げた取組（アピールしたい取組）

イ 遅滞が生じた取組やその理由

#### 5 評価の方法

(1) 中期計画の進捗状況確認等

見込評価及び期間評価を効果的に実施するため、業務実績等報告書の提出を受けない年度において、前年度末時点までの中期目標の期間における業務の実績（中期計画の進捗状況）を法人が自ら確認した結果について、業務実績等報告書に準じた様式等により報告を受けるとともにヒアリングを実施し、所見を取りまとめる。

また、各事業年度の事業計画、財務諸表等について報告を受けるとともに、現地視察等を隨時実施し、法人の業務運営の状況を把握する。

(2) 見込評価及び期間評価

法人が提出する業務実績等報告書等に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により実施する。

評価に当たっては、教育研究の状況、法人の業務運営の改善、財務運営の改善等に視点を置き、総合的に評価を行う。中期計画に設定された評価指標の達成状況に重点を置い

た評価を行う。なお、法人の質的向上を促す観点から、評価指標のうち、新規性があるとともに先駆的な取組である指標、社会経済環境の変化に伴う影響など達成水準への到達が容易でない指標、過去の実績と比べて特に高い達成水準とする指標等、挑戦的な評価指標を自ら定めたものについては、目標値の妥当性を検証しながら、当該評価指標の達成水準を満たした場合には高く評価するとともに、達成水準を満たしていない場合でも、取組のプロセスや内容を確認した上で適切に評価を行う。

#### ア　項目別評価

##### (ア) 業務実績の検証

項目別評価を実施するに当たって、法人から提出された業務実績等報告書等を基に検証を行う。

検証に当たっては、中期計画に記載されている各項目の業務の実績について、評価指標の達成状況など客観的な事実を用いて中期計画の進捗・達成状況及び成果・効果を確認するとともに、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

検証は、法人からのヒアリングにより実施する。なお、公立大学分科会が予め指定する事項については、より詳細なヒアリングを行う。

##### (イ) 業務実績等の評価

業務実績等報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、一定のまとまりごとに別表2のとおり評定する。

評定A+、A、C又はDの項目については、優れた点・特色ある点、改善・充実を求める点等の評定説明を積極的に付す。

評定Bについては、特筆すべき取組がある場合、法人の自己評価の段階と異なる評定を付す場合等に、評定説明を付す。

##### (ウ) 教育研究

教育研究の質の向上に資する施策の進捗・達成状況を評価する。

当該中期目標の期間中に実施された認証評価機関の評価も踏まえて実施する。

#### イ　全体評価

項目別評価の結果を踏まえつつ、中期目標達成状況について、以下に掲げる事項について記述式により評価する。

総評には、別表3のとおり、全体評価を総括する表記をする。

##### (ア) 総評

##### (イ) 次期中期目標期間に向けた課題、法人への要望など

## 6　評価結果の決定等

評価結果の決定は以下のとおり行う。

- (1) 公立大学分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価結果をとりまとめ、評価結果（案）を作成する。
- (2) 評価結果（案）を法人に示すとともに、評価結果（案）に対する意見申し出の機会を法

人に付与する。

- (3) 評価結果の決定は法人からの意見申し出を踏まえて行う。
- (4) 評価結果をまとめたもの（以下「評価書」という。）等は、広く都民に周知できる方法で公表する。

## 7 評価結果の活用等に関する事項

### (1) 評価書に記載する要望等

- ア 評価書に記載する要望、期待等については、中期計画との関連性及びその重要性、緊急性などを勘案の上記載する。
- イ 法人は、業務実績評価の結果を中期計画及び業務運営に適切に反映させるとともに、評価結果の反映状況を公表するなど、適切に対応すること。

### (2) 評価書とは別にとりまとめる「参考意見」

- ア 少数意見等で評価書に記載する要望、期待等とならないものについては、評価書とは別に参考意見としてとりまとめ、法人に提供する。
- イ 参考意見のとりまとめに当たっては、公立大学分科会長がその責任において意見を整理することとする。
- ウ 参考意見についても、法人運営の改善及び教育研究の質の向上のため、法人内で参考とするよう通知する。

## 8 評価業務スケジュール

事項	時期	業務内容等
年度終了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	○業務実績等報告書作成（法人） ○各年度の事業計画の報告聴取
実績報告	6月	○業務実績等報告書提出（法人） (年度終了後、3ヶ月以内に提出)
評価	6月～8月	○業務実績等の検証（法人からのヒアリング） ○財務諸表等の報告聴取 ○評価結果（案）作成 ○法人からの意見申し出機会の付与 ○評価結果（最終案）作成 ○評価結果の決定（見込評価のみ東京都地方独立行政法人評価委員会で行う。）
報告・公表	9月	○評価結果の法人への通知、知事への報告及び公表
その他	随時	現地視察、教職員、学生等からのヒアリング等

※業務実績等報告書の提出を受けない年度においては、上記スケジュールに準じて中期計画の進捗状況に係る報告を受け、所見を取りまとめる。

## **9 本評価方針等の見直し等について**

本評価方針及び評価方法については、業務実績評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、公立大学分科会において見直すことができる。

本評価方針及び評価方法に定めるもののほか、評価等の実施に関する必要な事項は、公立大学分科会が別に定めることができる。

別表1（自己評価・評語・基準（目安））

自己評価	評語	基準（目安）
A+	中期計画を上回って実施しており、かつ特筆すべき点がある。	達成度が概ね 110%以上と認められ、かつその取組に注目すべき点（※）があるもの
A	中期計画を上回って実施している。	達成度が概ね 110%以上と認められるもの
B	中期計画を当初予定どおり実施している。	達成度が概ね 90%以上 110%未満と認められるもの
C	中期計画の実施状況が当初予定を下回っている。	達成度が概ね 60%以上 90%未満と認められるもの
D	中期計画の実施状況が当初予定を大幅に下回っている。	達成度が 60%未満と認められるもの、あるいは中期計画を実施していないもの

※ 中期計画の達成に向け、特筆すべき工夫や努力、又は都立の高等教育機関としての特色を生かしたユニークな取組を行っていると判断されるもの並びに、取組実施の結果、他の事業等にも良い影響を与えたもの

注 表中に記載した基準（目安）は、自己評価の目安を示したものであり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を報告書中に明示し、これらを総合的に勘案して自己評価する。

別表2（評定・評語・説明）

評定	評語	説明
A+	中期目標の達成状況が優れており、かつ特筆すべき点がある。	中期計画を上回って実施しているもの、あるいは優れた成果が認められ、かつその取組に注目すべき点（※）が認められるもの
A	中期目標の達成状況が優れている。	中期計画を上回って実施しているもの、あるいは優れた成果が認められるもの
B	中期目標の達成状況が順調である。	中期計画に記載された事項を概ね 100%計画通り実施したもの
C	中期目標の達成状況がやや不十分である。	中期計画を計画通り実施しなかったもの、あるいは実績・成果が中期計画を下回っているもの
D	中期目標の達成状況が不十分であり、重大な改善事項がある	公立大学分科会が特に認める場合

※ 中期計画の達成に向け、特筆すべき工夫や努力、又は都立の高等教育機関としての特色を

生かしたユニークな取組を行っていると判断されるもの

注 表中に記載した説明は、評定に当たり判断の目安を示したものであり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評定する。

別表3（全体評価の総評）

評語
～優れた業務の達成状況にある。
～良好な業務の達成状況にある。
～順調な業務の達成状況にある。
～業務の達成状況に遅れが見られる。
～業務の達成状況に大幅な遅れが見られ、業務の改善が必要